

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (循環型社会推進課)	41
○特定調達契約に係る入札の公告..... (循環型社会推進課)	42
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	42
○平成17年北海道准看護師試験の実施..... (医療政策課)	42
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)	44
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	44
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	44
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	45
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	45
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	45
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	46

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	47
------------------------	----

苫小牧地方環境監視センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	47
------------------------	----

告示

北海道告示第867号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号

に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成16年10月22日（金）に一般競争入札の公告を行う産業廃棄物処理特別対策事業
- (2) 資格 産業廃棄物処理特別対策事業業務受託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 産業廃棄物処理特別対策事業

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 特別管理産業廃棄物（pH2.0以下の廃酸）及び産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、廃酸、汚泥及び廃油）の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項に規定する処分業（中間処理）の許可を有する者であること。
ただし、この許可は北海道知事の許可に限らない。
- (2) 処理しようとする廃棄物等を運搬する場合には、運搬する廃棄物の性状に応じた、法第14条第1項、第14条の4第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること。
上記許可については、積み卸しを行う場所を所管する行政庁の許可とする。
- (3) 処理しようとする廃棄物等の処理に関し、契約日から90日以内に撤去及び適正に処理できる能力を有する者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 強酸性（pH2.0以下）を呈する泥状物を、過去3年以内に大量（概ね100トン以上）に、焼却等の中間処理により適正処理した実績を有すること。
または、強酸性（pH2.0以下）を呈する泥状物を、過去3年以内に数回以上、行政代執行により、適正処理した実績を有すること。

3 複数事業者の連合体による業務受託

中間処理までの過程において、2の(1)、(2)の要件を一事業者で満たすことができない場合は、複数事業者の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）による業務受託を認める。

コンソーシアムによる場合は、平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)並びに本告示2の(4)については、構成事業者全てが満たすことを要し、本告示2の(1)、(2)、(3)及び(5)については、構成事業者の一以上が該当することを要す。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成16年10月22日（金）から27日（水）までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出

「LIFE」の提供 環境提供の意識表示と協力へつなぐ

先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道告示第868号

次のとおり一般競争入札（以下、「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称
産業廃棄物処理特別対策事業
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 「産業廃棄物処理特別対策事業実施要領」による。
- (3) 契約期間 契約の日より3ヶ月間
- (4) 履行場所 北海道虻田郡京極町字川西332番7

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第867号に規定する産業廃棄物処理特別対策事業の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階 環境生活部第1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課産業廃棄物グループ）
- (2) 入札日時 平成16年11月1日（月）午後3時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

(2) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 327

9 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Treatment Project for Industrial Waste

B . Bid tendering date and time : 3 : 00 P. M., November 1, 2004

C . Contact :

Recycling Society Promotion Division Office of Environmental Affairs Department of Environment and Lifestyle Hokkaido Government Nishi 6-chome, Kita 3-jo. Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 24-327

北海道告示第869号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由範囲
映画	痴漢電車 いい指・濡れ気分	オーピー映画	全部 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	ハードコア・デイズ ～ゲイ・ビデオカメラマンの恋～	エス・アイ・ジー	
同	獣のように後ろから、 - セレブ奥様と植木屋 -	新日本映像	

北海道告示第870号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成17年准看護師

試験を次のとおり実施する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 試験会場

北海道第2水産ビル	札幌市中央区北3条西7丁目1番地
小樽市医師会館	小樽市富岡1丁目5番15号
渡島合同庁舎	函館市美原4丁目6番16号
苫小牧市民会館	苫小牧市旭町3丁目2番2号
岩見沢市自治体ネットワークセンター	岩見沢市有明町南1番地20
上川合同庁舎	旭川市永山6条19丁目
宗谷合同庁舎	稚内市末広4丁目2番27号
北海学園北見大学	北見市北光235番地
帯広市医師会館	帯広市東3条南11丁目2番地
釧路市生涯学習センター	釧路市幣舞町4番28号

2 試験の期日

平成17年2月15日(火)午前9時30分から正午まで(2時間30分)

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

ただし、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第55号)附則第2項に規定する者の試験科目については、次のとおりとする。

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成17年3月31日までに修業見込みの者を含む。)
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成17年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成17年3月31日までに修業見込みの者を含む。)
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成17年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提出先

- ア 道内(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。)に住所がある者については、最寄りの保健福祉事務所
- イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所
- ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部医療政策課
(札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 内線 25-385)

(2) 提出期間

- ア 平成16年12月13日(月)から17日(金)までとする。
- イ 郵便等により送付する場合は、12月17日(金)までの通信日付印のあるものを有効とする。
- ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 平成17年准看護師試験受験者整理カード(提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真(裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。) 1通
- (3) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業(見込)証明書又は卒業(見込)証明書 1通
- (4) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通

7 受験手数料

- (1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、郵便定額小為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

- (1) 発表日 平成17年3月11日(金)
- (2) 閲覧場所 北海道保健福祉部医療政策課、各保健福祉事務所及び小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(3)の書類として修業見込証明書又は卒

業見込証明書を提出した者は、平成17年3月9日（水）までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成17年3月9日（水）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成17年3月31日（木）午後5時15分までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 平成17年3月11日（金）から4月11日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他

- (1) 受験願書、履歴書及び平成17年准看護師試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。
- (2) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の切手（1部の場合）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成16年12月1日（水）までに北海道保健福祉部医療政策課まで申し出ること。

北海道告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、蘭越町蘭越美稲の郷地区（清水工区・御成第2工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成16年10月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第872号

道営土地改良（昭美地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、土層改良、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年10月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡東藻琴村字千草336の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡女満別町字開陽393の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第874号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
川上郡標茶町字塘路原野北14線6地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2の1、3の1（以上2筆国有林）、6から8まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

る。)、4、5、9、字塘路原野北15線4の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、6の2・7・8(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1の1、2の1、3、4の1、4の2、5、6の1、字塘路原野北12線152の2、153の1、154、字塘路原野北13線150(次の図に示す部分に限る。)、143の1、144の1、145の2、146の1、147、148の1、154

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塘路原野北14線6地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、2の1、3の1(以上2筆国有林)、4から7まで・9(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字塘路原野北15線4の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、3・5・6の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1の1、2の1、4の1、4の2、6の1、字塘路原野北12線152の2、153の1、154、字塘路原野北13線147・154(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、143の1、144の1、145の2、146の1、148の1、150

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第875号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡女満別町字中央391の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町字来運146の2、146の5から146の8まで

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第876号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 江別奈井江線	美唄市字茶志内45番地先から 美唄市字茶志内95番276地先まで	平成16.10.22

北海道告示第877号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道
- 2 路線名、縦覧場所及び区域
- 3 道路の区域

路線名及び縦覧箇所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
歌登 咲来 停車場線 北海道旭川土木現業所	中川郡音威子府村字咲来218番地先から 中川郡音威子府村字咲来186番1地先まで		前	10.00mから 40.90mまで	1,205.00m	—
			前	11.60mから 38.50mまで	1,159.11m	—
			後	11.60mから 40.90mまで	1,173.11m	—
			後	11.60mから 38.50mまで	1,159.11m	—
別 海 厚 岸 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町円朱別西8線212番地先から 厚岸郡浜中町円朱別西8線349番地先まで		前	13.00mから 23.10mまで	1,129.00m	—
			前	20.85mから 34.20mまで	1,079.96m	—
			後	20.85mから 34.20mまで	1,079.96m	—
			後	20.85mから 34.20mまで	1,079.96m	—

北海道告示第878号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 北 建	特 - 13 石第6060号	平成16. 9. 2
北海道鶴亀温水器工業株式会社	般 - 13 石第3552号	同 16. 9. 3
株式会社 ラ イ フ ポ ー ト	般 - 12 石第14516号	同 16. 9. 6
株式会社 東 栄 工 業	般 - 13 石第5423号	同 16. 9. 7
株式会社 大 塚 建 板 工 業 所	般 - 13 石第3299号	同 16. 9. 13
株式会社 吉 田 組	般 - 11 石第1510号	同 16. 9. 14
新 巴 建 設 株 式 会 社	特 - 12 石第1870号	同

山 浦 工 業 株 式 会 社	般 - 12 石第7600号	同
有限会社 鈴 木 重 機	般 - 13 石第15201号	同
有限会社 小 島 工 業	般 - 15 石第18495号	同
株式会社 アイエムエス	般 - 12 石第13178号	同 16. 9. 16
有限会社 デザインストアードリーム	般 - 13 石第15292号	同
有限会社 ノ ー ス ・ ワ ン	般 - 14 石第17485号	同 16. 9. 17
松 岡 保 温 工 業 株 式 会 社	般 - 14 石第929号	同 16. 9. 21
丸 松 札 幌 造 園 株 式 会 社	特 - 12 石第535号	同 16. 9. 27
山 田 電 設 株 式 会 社	般 - 14 石第2386号	同
株式会社 ユ ー ・ ア ン ド ・ イ ー	般 - 14 石第18003号	同 16. 9. 28
鎌 田 建 設	般 - 14 渡第682号	同 16. 8. 20
株式会社 塚 田 組	特 - 13 渡第126号	同 16. 9. 6
有限会社 建 成 工 業	般 - 13 後第1362号	同 16. 9. 22
大 竹 建 設	般 - 14 空第422号	同 16. 9. 7
株式会社 東 出 建 設 工 業	般 - 12 上第4245号	同 16. 9. 1
旭 宅 地 株 式 会 社	般 - 14 上第383号	同 16. 9. 6
新日アルミ工業株式会社	般 - 14 上第3343号	同
株式会社 ホ ク シ ン 建 設	般 - 14 網第2529号	同 16. 9. 27
有限会社 菅 原 組	般 - 12 胆第1890号	同 16. 9. 2
有限会社 ま る こ う 村 中 建 設	般 - 11 十第3244号	同 16. 9. 1
松 崎 設 備 工 業	般 - 13 十第2089号	同 16. 9. 13

2 許可の一部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 ほくでんライフシステム	特 - 13 石第14730号	平成16. 9. 7
サンファシリティーズ株式会社	般 - 12 石第17028号	同
東明エヤコンサービス株式会社	般 - 11 石第10154号	同 16. 9. 15
北 建 工 業 株 式 会 社	特 - 15 石第4688号	同 16. 9. 27
丸上サンエー設備株式会社	般 - 11 石第3665号	同 16. 9. 29
秀 和 観 光 株 式 会 社	般 - 12 石第11823号	同 16. 9. 30
有限会社 コミュニティーサービス	般 - 11 後第1716号	同 16. 9. 1
朝 日 建 設 株 式 会 社	特 - 14 空第2626号	同 16. 9. 27
株式会社 峰 建	特 - 14 上第1065号	同 16. 9. 10
南 富 林 有 限 会 社	般 - 14 上第4351号	同
株式会社 ケ ン リ ッ	般 - 14 上第4348号	同 16. 9. 16

<p>有限会社 神田住設工業 般-13 網第1572号 平成16.9.9 株式会社 吉崎工業所 般-14 網第293号 同 16.9.15 有限会社 大和建設 般-14 日第495号 同 16.9.3 株式会社 渡辺建設 特-14 十第857号 同 16.9.1 丸朋建設株式会社 特-12 十第1804号 同 16.9.27</p>	<p style="text-align: right;">苫小牧地方環境監視センター所長 武田 義</p> <p>1 随意契約に係る賃貸借物品等の名称及び数量 大気汚染監視テレメーター装置 一式</p> <p>2 随意契約の相手を決定した日 平成16年9月3日</p> <p>3 随意契約相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 大昌エンジニアリング株式会社北海道支社 (2) 住所 札幌市中央区北1条東8丁目84番地の12</p> <p>4 随意契約に係る契約金額 2,605,050円(1月あたりの単価)</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続き 随意契約</p> <p>6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 苫小牧地方環境監視センター総務課 (2) 所在地 苫小牧市字静川173番地の6</p>
<h3>札幌医科大学告示</h3>	
<p>札幌医科大学告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年10月22日</p> <p style="text-align: right;">札幌医科大学長 今井 浩 三</p> <p>1 落札に係る賃貸借物品等の名称及び数量 医用画像情報システム 一式(1ヶ月あたりの単価)</p> <p>2 落札を決定した日 平成16年10月8日</p> <p>3 落札者の氏名及び名称 (1) 氏名 富士フィルムメディカル株式会社 代表取締役 今井 祐 (2) 住所 東京都中央区銀座7丁目13番8号</p> <p>4 落札金額 7,580,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公示 平成16年8月27日付け札幌医科大学告示第62号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 札幌医科大学事務局医事・相談課 (2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目</p>	
<h3>苫小牧地方環境監視センター告示</h3>	
<p>苫小牧地方環境監視センター告示第1号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成16年10月22日</p>	

